

八 PICK UP NEWS

申し込み時の記入事項・Q市ウェブサイトでのID検索などについては⑧面上参照

NEWS 01

テレビのデータ放送を活用した広報を始めました！ dボタンを押して、市政情報を手軽にチェック！

防災・イベント情報など、市からのお知らせをデータ放送に掲載。リモコンの簡単な操作で確認できるので、ぜひご利用ください。

掲載放送局 東海テレビ放送(1ch)・中京テレビ放送(4ch)・CBCテレビ(5ch)・名古屋テレビ放送(6ch)

操作方法

- ①掲載放送局のチャンネルに合わせて、リモコンのdボタンを押す。
- ②一覧から「名古屋情報」を選択し、リモコンの「決定」ボタンを押すと情報が表示される。



※放送局により、画面・一覧に表示されるタイトルは異なります。

問合せ 市長室広報課 ☎972-4804 FAX972-4126

NEWS 03

なごや東山の森 環境省の自然共生サイト認定！ 「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて

生物多様性の損失を止め回復させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、生物多様性の保全が図られている区域「自然共生サイト」に同所が認定されました！ぜひ行って体感してみてください。



市民公募・投票で決定！
なごやネイチャーポジティブ
ロゴマーク→



認定記念イベント なごや東山の森自然観察会

無料

同所の自然をより深く楽しく体験できるガイドツアー

- 日時** 6/9(日)午前10:00～正午
- 場所** 集合は平和公園 里山の家(千種区)
- 対象** 市内在住か在勤(学)の方(小学生以下は保護者同伴)。抽選15人程度
- 受付** 6/3(月)まで



平和公園(くらしの森)



緑のパートナーなごや東山の森づくりの会 定例保全活動

定期的な間伐、草刈りなどの森づくり活動と一緒に行ってみませんか？



問合せ 環境局環境企画課 ☎972-2698 FAX972-4134

NEWS 02

5月は児童虐待防止 推進月間



オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルマークです

児童虐待の早期発見には地域での見守り・声掛けが大切です。地域で虐待から子どもを守りましょう。

児童虐待とは、保護者が子どもに対して行う次のような行為です。

身体的虐待	殴る・蹴る、子どもの身体を傷つける など
性的虐待	子どもにわいせつな行為をする など
ネグレクト	食事・入浴をさせない、子どもの養育を十分に行わない など
心理的虐待	言葉で攻撃することや拒否する など

育児を社会全体で支えましょう

子どもや保護者からの小さなサインに気付いたら、ご連絡・ご相談ください。お近くの児童相談所に電話がつながります。



困ったことがあれば相談窓口へ

- なごやっ子SOS ☎761-4152(24時間365日対応)
…子育てに悩む保護者や子ども自身の「SOS」に応えます。
- 親と子のための相談LINE(24時間365日受付)
…子育てや親子関係に悩んだときに、ご相談ください。
※匿名(LINE上のアイコンとニックネーム)で相談可
※相談内容の秘密は守られます。



問合せ 子ども青少年局子ども福祉課 ☎972-3979 FAX972-4438

NEWS 04

でらスポ☆アリーナ ～でらスポ名古屋10周年記念～

無料

トップ・スポーツチームと一緒に、スポーツを体験するイベント

- 日程** 6/22(土)
- 場所** 稲永スポーツセンター(港区)
- 対象** 市内在住か在学の小学生。
抽選①～③各90人
- 受付** 5/31(金)まで



昨年の様子

時間	体験する競技
午前9:35～午後0:30	① バスケットボール
	① アメリカンフットボール
	① バレーボール
午後2:05～5:00	② バスケットボール
	② 卓球
	② ハンドボール
午後2:05～5:00	③ サッカー・フットサル
	③ ハンドボール
	③ 野球
	ラグビー



問合せ スポーツ市民局スポーツ戦略課 ☎972-3294 FAX972-4417

NEWS 05

国の総合経済対策に基づく令和6年度市民税・県民税(住民税)の定額減税、 低所得者支援・定額減税補足給付金

定額減税	<p>納税義務者・控除対象配偶者*・扶養親族* (※国外居住者を除く)</p> <p>★住民税は1人につき10,000円控除 ★所得税は1人につき30,000円控除</p> <p>対象 令和5年中の所得が1,805万円以下で住民税所得割が課税される方 (例) 扶養親族が1人の場合 住民税10,000円×2人(納税義務者+扶養親族) = 定額減税額20,000円 所得税30,000円×2人(納税義務者+扶養親族) = 定額減税額60,000円 計80,000円</p>	申請不要 (納税通知書などに減税額を記載)
定額減税補足給付金	<p>上記の定額減税で控除しきれない額を給付</p> <p>対象 定額減税の対象となり、定額減税額が控除しきれない方 (例) 住民税と所得税の定額減税額が80,000円で、定額減税前の住民税所得割・所得税が50,000円の場合、控除しきれない30,000円を給付</p>	申請必要 (7月以降に対象の方に申請書を送付) ※申請期限は申請書に記載
低所得者支援給付金	<p>給付額は1世帯10万円 同一世帯の18歳以下の子ども1人につき50,000円加算</p> <p>対象 6/3時点で本市に住居登録があり、世帯全員が令和6年度に新たに住民税非課税か、住民税課税(均等割のみ)となる世帯 ※令和5年度住民税非課税世帯向け緊急支援給付金か住民税課税(均等割のみ)世帯向け緊急支援給付金の対象となる方や、課税者に税法上扶養されている非課税などの世帯は除く</p>	

問合せ 〈住民税の定額減税について〉

- ・栄市税事務所市民税課(千種・東区) ☎959-3303 (中・守山区) ☎959-3304 (北・名東区) ☎959-3323 FAX959-3405
 - ・本陣市税事務所市民税課(西区) ☎433-4021 (中村・港区) ☎433-4022 (中川区) ☎433-4023 FAX433-4065
 - ・金山市税事務所市民税課(熱田・天白区) ☎324-9804 (昭和・南区) ☎324-9805 (瑞穂・緑区) ☎324-9828 FAX324-9825
- 〈給付金について〉
市緊急支援給付金コールセンター ☎050-3135-3260 FAX228-2774(祝休日を除く月曜日～金曜日午前9:00～午後5:00)

